

【ニューカレドニア】外出禁止令の発令(9月7日(火)正午から15日間)(新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

- ニューカレドニア自治政府は、9月6日(月)に新型コロナウイルス感染者が複数名確認されたことを受け、9月7日(火)正午から15日間の外出禁止令を発表しました。
- 不要不急の外出が禁止されるほか、学校や保育園は休校、バーやレストラン等の施設は営業禁止となります。
- 規制内容は状況に応じて追加・変更されますので、最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。また、政府は2つのフリーダイヤルを設けていますので、必要に応じご利用ください。

【本文】

1 ニューカレドニア自治政府は、9月6日(月)に国内において新型コロナウイルス感染者が複数名確認されたことを受け、9月7日(火)正午から15日間の外出禁止令(Confinement)を発表しました。

2 9月7日(火)正午からの外出禁止令の具体的な内容は以下のとおりです。詳細は政府ウェブサイトでご確認ください。

(1) 特定の理由(現場にいなければならない仕事のための通勤、予防接種、医療機関への移動、生活必需品の買い物等)を除き、不要不急の外出が禁止されます。2021年3月に使用した外出証明書と同様の証明書が導入されます。

(2) 学校、大学は9月7日(火)朝から休校、保育園は9月7日(火)正午から休園します。

(3) 外出時にはサージカルマスクまたは UNS1 マスクの着用が義務付けられます。

(4) バー、ディスコ、ナカマル(カヴァ・バー)、レストラン、アミューズメント施設、劇場等の、一般客を受け入れる施設は営業禁止となります。

(5) 離島への航空便と RAI は運行停止となります。今週の東京便への搭乗は医療関係者のみに制限されます。

(6) タネオ・バス(公共バス)はバリアジェスチャー(感染防止のための所作)とソーシャルディスタンス(社会的距離の確保)を遵守して運行予定です。

(7) 一般客を受け入れない経済活動は継続されます。ただし、在宅勤務が可能な職種の人にはなるべく在宅勤務に切り替え、それができない場合はバリアジェスチャーとソーシャルディスタンスを遵守するよう求められています。

○ニューカレドニア政府ホームページ

<https://gouv.nc/actualites/06-09-2021/confinement-de-la-population-le-7-septembre-midi>

○就業に必要な外出証明書

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation_professionnelle_de_deplacement_06-09.pdf

○個人の外出に必要な外出証明書

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/attestation_de_deplacement_derogatoire_06-09.pdf

○デジタル証明書

<https://attestationcovid19.gouv.nc/>

3 規制内容は状況に応じて追加・変更されますので、最新の情報や詳細はニューカレドニア政府ウェブサイトでご確認ください。また、政府は2つのフリーダイヤルを設けていますので、必要に応じご利用ください。

・発熱や咳がある場合のフリーダイヤル 05 02 02

(15番(救急車)への電話は生命に関わる緊急事態のみ)

・規制についてのフリーダイヤル 26 63 26

【参考になるサイト】

○ニューカレドニア政府ホームページ

<https://gouv.nc/coronavirus>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○ニューカレドニア観光局(新型コロナウイルスの状況について)

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

○在フランス日本国大使館ホームページ

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>